

別表 1

## 水質基準 5 2 項目の基準となる検査頻度

NO	水質項目	水質基準値	毎月検査	省略不可項目	省略可能項目	原水検査
基 1	一般細菌	100 個/ml以下	○			○
基 2	大腸菌	検出されないこと	○			○
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下			○	○
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			○	○
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下			○	○
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下			○	○
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下			○	○
基 8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下			○	○
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下			○	○
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下		○		○
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下			○	○
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下			○	○
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下			○	○
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下			○	○
基 15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下			○	○
基 16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下			○	○
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下			○	○
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下			○	○
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下			○	○
基 20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L以下			○	○
基 21	ベンゼン	0.01 mg/L以下			○	○
基 22	塩素酸	0.6 mg/L以下		○		
基 23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下		○		
基 24	クロロホルム	0.06 mg/L以下		○		
基 25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下		○		
基 26	ジブromokロロメタン	0.1 mg/L以下		○		
基 27	臭素酸	0.01 mg/L以下		○		
基 28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下		○		
基 29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下		○		
基 30	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/L以下		○		
基 31	ブromホルム	0.09 mg/L以下		○		
基 32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下		○		
基 33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下			○	○
基 34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下			○	○
基 35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下			○	○
基 36	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下			○	○
基 37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下			○	○
基 38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下			○	○
基 39	塩化物イオン	200 mg/L以下	○			○
基 40	カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L以下			○	○
基 41	蒸発残留物	500 mg/L以下			○	○
基 42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下			○	○
基 43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下			○	○
基 44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下			○	○
基 45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下			○	○
基 46	フェノール類	0.005 mg/L以下			○	○
基 47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	○			○
基 48	pH値	5.8以上8.6以下	○			○
基 49	味	異常でないこと	○			
基 50	臭気	異常でないこと	○			○
基 51	色度	5度以下	○			○
基 52	濁度	2度以下	○			○

- ・毎月検査項目とは、概ね1ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施する項目。
- ・省略不可項目及び省略可能項目とは、概ね3ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施する項目。
- ・水質項目中〈朱書〉の基3～基9、基11～基21、基33～基38、基40～基46 (省略可能項目) については、過去3年間の水質検査結果において、水質基準値の1/5以上であるときは、概ね3ヶ月に1回の頻度で水質検査を実施し、水質基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回の頻度で水質検査を実施し、水質基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回の頻度で水質検査を実施する。
- ・省略可能項目については、過去の検査結果が水質基準値の1/2を超えたことがなく、原水、水源、その周辺の状況、薬品及び資機材の使用状況を十分考慮すれば水質検査を省略できる。また、水質検査を省略した項目は、概ね3年に1回の頻度で水質検査を行い、水道水質の状況の変化がないことを定期的に確認する。
- ・原水の検査については、基22～基32 (消毒副生成物) と基49を除いた40項目を1年に1回水質検査を実施する。